

清水町営公衆浴場条例（平成7年清水町条例第6号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
区分		入浴料	区分		入浴料
12歳以上の者	1回券 回数券（11回綴）	<u>490円</u> <u>4,900円</u>	12歳以上の者	1回券 回数券（11回綴）	<u>480円</u> <u>4,800円</u>
6歳以上12歳未満の者	1回券 回数券（11回綴）	<u>150円</u> <u>1,500円</u>	6歳以上12歳未満の者	1回券 回数券（11回綴）	<u>140円</u> <u>1,400円</u>
3歳以上6歳未満の者	1回券 回数券（11回綴）	<u>80円</u> <u>800円</u>	3歳以上6歳未満の者	1回券 回数券（11回綴）	<u>70円</u> <u>700円</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に清水町公衆浴場の入浴料を前納している者の入浴料の額は、なお従前の例による。